

学校法人浅井学園 公益通報者の保護に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法(平成18年4月1日施行)に基づき、学校法人浅井学園(以下「学園」という。)の教職員等からの組織的又は個人的な法令違反等に関する相談又は通報(以下「通報等」という。)の適正な仕組みを定めることにより不正行為の早期発見と是正を図り、もって学園のコンプライアンスの実現に資するとともに、公益通報者の保護を目的とする。

(定義)

第2条 公益通報とは、学園の役員、教職員等について法令違反行為が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、そこで従事する者が不正の目的でなく保護要件を充足することにより、学園・行政機関又はその他の事業者外部に通報することをいう。

(総括責任者)

第3条 学園における通報者の保護・通報等処理は、コンプライアンス委員長が総括する。

(通報等の窓口)

第4条 教職員等からの通報、法令違反行為の疑いの受付窓口は「コンプライアンス相談・通報窓口」(以下「通報窓口」という。)とする。

(通報等の受付方法)

第5条 教職員等は、「通報窓口」に対し、原則として自らの氏名及び連絡先を明らかにした上で、電話、電子メール、FAX、書面又は口頭により公益通報を行うことができる。ただし、匿名により通報等が行われた場合は、当該通報を信ずるに足りる相当の理由、証拠等があるときに限り受け付けることができる。

2 公益通報者は、当該通報等対象事実について公益通報と判断した合理的理由を示さなければならない。

(通報等の窓口の利用者)

第6条 通報等の利用者は、学園の教職員(嘱託教職員、非常勤講師、臨時職員、パート、アルバイト及び派遣職員を含む。)、退職者、学生及び取引事業者の労働者とする。

(通報等の受付)

第7条 通報等を受付けた「通報窓口」は、コンプライアンス委員会に直ちに報告するとともに、速やかに公益通報等を受領した旨を公益通報者に通知する。ただし、当該公益通報者が匿名の場合には、この通知は行わないものとする。

2 コンプライアンス委員会は、当該公益通報の重大性を考慮し必要と認めるときは、その内容を理事長に報告するものとする。

(検討の実施)

第8条 コンプライアンス委員長は、前条第1項に規定する公益通報を受付けたときは、直ちに公益通報に係る事実関係について調査するか否かの検討を行うものとする。

2 コンプライアンス委員長は、当該公益通報に係る調査を実施するか否かの検討結果を理事長に報告するとともに「通報窓口」が公益通報を受付けた日から起算して20日以内に当該通報者に対し通知するものとする。又、調査を実施しないときもその理由を併せて通知するものとする。

(調査)

第9条 通報等された事項に関する事実関係の調査は、コンプライアンス委員会が行う。

2 コンプライアンス委員長は、公益通報に係る事実関係について調査が必要であると認めるときは、調査対象部門に対し関係資料の提出、事実の証明、報告等の要請をするとともに、その他内部調査の実施上必要な行為を求め、内部調査を実施する。

3 コンプライアンス委員長は、前項の調査にあたって必要と認めるときは調査委員会を設置することができる。

4 調査は、事実に基づき公正不偏に実施する。

(関係者の排除)

第10条 コンプライアンス委員長は、通報等事案に関係する被通報者など関係人を調査に関与させることはできない。

(協力義務)

第11条 学園の役員及び教職員、関係部門等は、公益通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力しなければならない。

2 関係部門は、第9条第2項に規定する関係資料の提出、事実の証明、事実関係、報告等の要請その他調査に必要な事項の実施を求められたときは、正当な理由なくこれを拒否することはできない。

(是正措置等)

第12条 事実関係の調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、学校法人浅井学園コンプライアンス管理規程に基づき、停止勧告等の是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

2 内部調査及び是正措置等に関し、法令等に定めがあるなど必要に応じて関係行政機関に対し報告を行うものとする。

(懲戒処分)

第13条 理事長は、事実関係の調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、学校法人浅井学園就業規則その他服務規程等(以下「就業規則」という。)に基づいて懲戒等を行うことができる。

(通報者等の保護)

第14条 学園は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益取扱いも行ってはならない。

2 コンプライアンス委員長は、通報者等が相談又は通報したことを理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないように適切な措置を講じなければならない。

3 理事長は、通報者等に対して不利益取扱い又は嫌がらせ等を行なった者に対し、就業規則に基づいて懲戒等を行なうことができる。

(秘密の保持)

第15条 学園及び本規程に定める業務に携わる者は、公益通報の内容、事実関係の調査から得られた個人情報等の秘密を他に漏らしてはならない。

2 理事長は、前項の規程に正当な理由なく反した者に対し、就業規則に基づいて懲戒等を行なうことができる。

(調査結果等の通知)

第16条 コンプライアンス委員長は、通報者に対して調査結果及び是正結果について、被通報者（その者が不正を行った、行っている又は行おうとしていると通報された者をいう。）のプライバシーを配慮しつつ遅滞なく通知しなければならない。

（不正の目的）

第17条 通報者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他不正の目的の通報を行ってはならない。

2 理事長は、前項の通報を行った者に対し、就業規則に基づいて懲戒等を行うことができる。

（相談又は通報を受けた者の責務）

第18条 第4条に規定する「通報窓口」に限らず、相談又は通報を受付けた者（通報者の上司、同僚等含む。）は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

（事務）

第19条 この規程に関する事務は、総務部コンプライアンス管理担当において処理する。

（改廃）

第20条 この規程の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

この規程は、平成20年11月7日から施行する。